

成績評価基準

第1条 (目的)

本基準は、成績評価の客観的評価基準を定める。

第2条 (履修状況)

本校は各学科各学年1クラス制で、選択科目を設けていないため、各クラスの学生は全員同じ科目を履修する。

第3条 (成績評価方法)

成績評価方法については、学則第5章 進級・卒業・留年 に定める。学科試験成績は学則第25条～第31条に、実習成績は学則第32条～第34条に定める方法により実施する。

第4条 (客観的な指標)

第3条の方法で実施された各科目の評点を、すべて100点満点に換算し、全科目の総合得点、及び平均点を算出し、クラス内順位を決定する。

第5条 (下位四分の一の算定)

クラス人数(休学者を含む)を4で割った整数(小数点以下切り捨て)を下位四分の一の人数とし、クラスの下位順位者から順に該当者とする。

付則 (成績評価方法の変更)

学則の改正に基づき、令和7年4月1日より改正する。

以 上